

そう や けんいきしょう しゃ く
宗谷圏域 障がい者が暮らしやすい
ちいき いんかい
地域づくり委員会

- 北海道が設置している「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」では、障がい者が受けた差別や虐待などの解決に向けた協議・あつせんを行います。

また、障がい者の地域生活を支えるサービスや暮らしづらさに関するご相談もお受けします。

- ご相談の連絡先

でん わ
電話：0162-33-2579

ファックス
FAX：0162-33-2628



- ご相談の受付時間

げつ きんようび じ ふん じ ふん
月～金曜日 8時45分から17時30分まで

どようび にちようび しゅくじつ ねんまつねんしやす
土曜日・日曜日・祝日・年末年始休み

- 所在地

〒097-8525 わっかないしすえひろ ちょうめ
稚内市末広4丁目2-27

ほっかいどう そう や ごう どう ちょう しゃ ない そう や そう ごう しん こう きょく しゃ かい ふく し かない
北海道宗谷合同庁舎内（宗谷総合振興局社会福祉課内）

○ 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の手続き

① 委員会への協議の申立て

障がい者本人のほか、保護者、関係者等は、協議の申立て
を行うことができます。

② 調査

障がい者の暮らしに詳しい「地域づくり推進員」が、申立て
について、当事者双方や関係者に聞き取り調査等を行います。

③ 委員会による協議・あっせん

地域づくり推進員、委員及び参考人は、調査結果や当事者の
ご意見をもとに、中立・公平な立場から問題解決のためのあ
っせん案を協議し、当事者双方に提示します。

④ 指導

委員会において、「いちじるしい暮らしづらさ」があると
判断した場合、暮らしづらさの原因となる者に対して、文書に
よる指導を行います。

○ 宗谷圏域の独自の活動として、

障がい者が作っている製品等を
ホームページで紹介しています。



URL : <https://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/hk/syf/syuro.html>